

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

地区会議設置要綱

公益社団法人四街道市シルバー人材センター 地区会議設置要綱

（目 的）

第1条 公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下「センター」という。）地域班設置規程第6条第1項（3）に基づき、地区会議を設置する。

（所掌事項）

第2条 センターと地域班の連携を強化し、地域班の運営を円滑に行うための協議を行う。

（構 成）

第3条 センター地域班設置規程第6条第1項（3）の定めによるものとする。

（会議の議長）

第4条 会議の議長は、地区長がこれにあたる。

2 地区長が欠けたとき、又は地区長に事故があったときは、会議の議長は、副地区長がこれにあたる。

3 副地区長が欠けたとき、又は副地区長に事故があったときは、会議において、出席した正会員及び特別会員の中から議長を選出する。

（関係者の出席）

第5条 議長は必要に応じて、会議に関係者を参加させて意見を求めることができる。

（改 廃）

第6条 この要綱の改廃は理事会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。